

福島第一原子力発電所における高濃度の放射性物質を含むたまり水の  
貯蔵及び処理の状況について（第 729 報）

2025 年 12 月 5 日  
東京電力ホールディングス株式会社

1. はじめに

本書は、2011 年 6 月 9 日付「東京電力株式会社福島第一原子力発電所における高濃度の放射性物質を含むたまり水の処理設備及び貯蔵設備等の設置について（指示）」（平成 23・06・08 原院第 6 号）にて、指示があった以下の内容について報告するものである。

【指示内容】

汚染水の処理設備の稼働後速やかに、同発電所内の汚染水の貯蔵及び処理の状況並びに当該状況を踏まえた今後の見通し※について当院に報告すること。また、その後、集中廃棄物処理建屋内の汚染水の処理が終了するまで、一週間に一度当院に対して、同様の報告を実施すること。

2. 建屋内滞留水の貯蔵及び処理の状況（実績）

2025 年 11 月 27 日の各建屋内（1～4 号機（復水器、トレンチを含む））における貯蔵量及び滞留水貯蔵施設における貯蔵量、処理量等は添付資料-1 の通り。

3. 貯蔵及び処理の今後の見通し

1～4 号機の建屋内滞留水については、滞留水貯蔵施設の貯蔵量、放射能処理装置等の稼働状況を踏まえ、滞留水貯蔵施設であるプロセス主建屋又は高温焼却炉建屋に計画的に移送する。

また、移送された建屋内滞留水については、滞留水貯蔵施設の貯蔵量及び移送の状況を踏まえ、放射能処理装置で計画的に処理する。具体的には、地下水の流入量を抑制し、建屋内滞留水の発生量を減少させるという観点から、建屋内滞留水水位は建屋近傍のサブドレン水位と所定の水位差を確保しつつ、循環注水を行っている 1～3 号機原子炉建屋については、滞留水貯蔵施設の貯蔵容量や建屋内滞留水の処理状況等を踏まえた移送を計画する。それ以外の建屋最下階の床面が露出した建屋については、床面露出状態を維持できるよう移送を計画する。

滞留水貯蔵施設の滞留水については、中低レベル用処理水受タンクの設置状況や放射能処理装置の稼働率、メンテナンス期間を踏まえて、計画的に処理する。また、放射能処理装置で処理した水は、中低レベル用処理水受タンクで貯蔵する。

現在、建屋内滞留水の移送や貯蔵、放射能処理装置での処理等は計画的に実施できており、引き続き、その状況が維持できることから、今後も、高レベル滞留水の貯蔵・処理等が安定的に行える見込みである。

※：2023年10月20日「福島第一原子力発電所における循環注水冷却・滞留水等に係る定例会」における指摘事項（同日付原子力規制庁面談議事要旨より抜粋）

2011年6月9日付「東京電力株式会社福島第一原子力発電所における高濃度の放射性物質を含むたまり水の処理設備及び貯蔵設備等の設置について（指示）」（平成23・06・08原院第6号）に基づき提出されている報告文書「福島第一原子力発電所における高濃度の放射性物質を含むたまり水の貯蔵及び処理の状況について」について、当該文書のうち、汚染水の貯蔵・処理状況を踏まえた今後の見通しに係る部分（(1)短期見通し、(2)中期見通し）については、同発電所内の汚染水の処理の進捗等を踏まえ、継続して安定的な貯蔵・処理を行うことができ、滞留水貯蔵施設等における水位変動が通常の範囲に収まることが確実な場合はその旨を報告することで足りること（定量的な評価は不要）。

一方で、計画的な作業や異常の発生等に伴い、滞留水貯蔵施設等における水位変動が通常と異なることが見込まれる場合は、定量的な評価を付した形式で報告すること。

以上

